

一般社団法人山梨県言語聴覚士会

総会規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県言語聴覚士会（以下「当士会」という。）定款第23条に基づき、必要な事項を定めることを目的とする。

(構成)

第2条 社員総会は正会員（社員）をもって構成する

2 会長が総会運営上必要と認める場合において、正会員以外のものが出席することはできるが、議決権を有することはできない。

(総会表決の委任)

第3条 議決権行使の委任は、出席正会員とする。委任される正会員の氏名及び、委任者の記名押印または自筆署名をした委任状を提出するものとし、これらを欠くものは無効とする。

(議決権行使に関する基準日)

第4条 当該事業年度の末日現在における正会員を、当該事業年度の終了後に招集される定時社員総会および翌事業年度中に開催される臨時社員総会に関して議決権を有するものとする。

(審議事項)

第5条 審議事項とは、総会の招集者が、総会に付するための文書をあらかじめ提出し、総会にて議決を必要とする事項をいい、定款第15条に定める事項とする。

2 総会当日に第13条及び第14条に基づく提案が行われ、その上程について総会の同意があった場合には、当該事項についても審議事項として取り扱う。

3 審議事項に該当しない事項で総会への報告を要する事項については、報告事項として取り扱う。

(開催と招集)

第6条 会長は総会を招集するにあたり、総会の日時、場所、議案、代理人による議決権の行使、その他必要な事項を理事会の決議によって定め、これを正会員に通知する。

2 定款第17条3項に記す招集通知には、総会の日時、場所、議案等を記した書面及び出欠表を同封するものとする。

3 総会への出席がみとめられている者が文書、図画等を総会において配布しようとする場合には、当該文書等を総会開催14日前までに会長に提出しなければならない。なお、当該文書等は、理事会の協議を経て会長の了承を得なければ配布することができない。

4 定款第16条及び27条に基づき正会員もしくは監事が総会を招集する場合には、そ

の正会員もしくは監事は前各項に掲げる事項を定め、招集の通知をしなければならない。

(議長等の選任)

第7条 総会の開会に際し、司会者を置く。司会者は会長が指名し、議長決定までの会議の責任を持つものとする。

- 2 司会者は、定款第18条に基づき議長の選出を行う。
- 3 議長が必要と認めるときは副議長を置くことができる。
- 4 副議長は議長が指名する。

(議長等の職務)

第8条 総会の議長は、次の職務を行う。

- (1) 議事の開始並びに議事の終了の宣告を行う。
 - (2) 議場の秩序を保持し、議事を整理し、総会の運営に当たる。
 - (3) 議事の審議時間及び進行を定め、出席した正会員に知らせる。
 - (4) 議題と異なる案件を宣告する。
 - (5) 総会出席書記の中から議事録作成者を指名する。
- 2 議長は討論に加わることができない
 - 3 議長は、必要と認めるときは、再開時刻を定めて、休憩を宣言することができる。
 - 4 議長は、やむを得ない事由がある場合には、開催時刻を繰り下げることができる。この場合、すでに入会している正社員等に対して、遅滞なく繰り下げられた理由及び新たな開催時刻を通知しなければならない
 - 5 副議長は、議長を補佐し、議長がその任に付きがたい事態が生じた場合には、議長に代わって議長を務める。

(議長等の職務権限)

第9条 総会の議長は、次の職務を行う権限を持つ。

2 議長は議長の指示に従わない発言、議事に関係しない発言、他人の名誉を毀損し又は侮辱する発言、総会の品位を汚す発言その他議事を妨害し又は議場を混乱させる発言に対し必要な注意を与え、発言の制限、撤回又は中止をさせることができる。

3 議長は、議事を円滑に進めるために必要と判断するときは、次の者に対して退場を命ずることができる。

- (1) 正会員として出席したものであって、第4条に規定する議決権を有しないことが判明した者
- (2) 議長の指示に従わない者
- (3) 総会の秩序を乱した者

(定足数の確認)

第10条 議長は、総会の開催に際し、会長が委嘱し配置した正会員に、会場を封鎖して出席者数を確認させ、定足数の充足を議長に報告させなければならない。

(議題の付議の宣言)

第11条 議長は各議事に入るにあたり、その議題を付議することを宣言する。

2 議長は、予め招集通知に示された順序に従い議題を付議する。ただし、理由を述べてその順序を変更することができる。

3 議長は、複数の議題を一括して付議することができる。

(理事等の報告又は説明)

第12条 議長は議題付議の宣告後、必要と認めるときは、理事及び監事に対してその議題に関する事項の報告又は説明を求めることができる。この場合理事又は監事は、議長の許可を得て、補助者に報告又は説明をさせることができる。

2 正会員が理事又は監事に対し特定の事項について説明を求めた場合には、議長の許可を得て理事及び監事は当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が当該総会の目的である事項に関しないものである場合、又はその説明をすることが正会員の共同の利益を著しく害する場合、その他正当な理由がある場合として法令で定める場合は、この限りではない。

3 一般社団・財団法第43条・44条又は第49条第3項の規定により、正会員から提案があった場合、議長はその正会員に議題の説明を求め、また、理事又は監事に対してこれに係る意見を述べさせることができる。

(議題の審議)

第13条 議題について発言しようとする者は、議長の許可を受けなければならない。

2 二人以上挙手して発言を求めたときは、発言の順序は、議長が決定する。

3 発言は、簡潔明瞭であることを要し、発言が議題外にわたることはできない。

4 議長は、議事の進行上必要があると認めるときは、発言回数並びに発言時間を制限することができる。

5 議長の許可なく、出席した正会員等で相互に応答することはできない。

(議事進行提案)

第14条 出席した正会員は、議題審議中の案件について、議事進行提案を行うことができる

2 議事審議中の議事進行提案は、当該議題の付帯議案とする。

3 議事進行提案については、議長は速やかに議決しなければならない。

4 議長は、第1項の提案が、総会の議事を妨害する手段として提出されたとき、不適法又は権利の濫用にあたる時、その他提案に合理的な理由がないことが明らかなき時は議決を行うことなく直ちに却下することができる。

(緊急提案)

第15条 出席した正会員は、総会においてあらかじめ通知された議案以外の事項で急に議題として議決する事項がある場合には、緊急提案を行うことができる。

2 緊急提案を審議事項として取り扱う場合には、議長は総会にはかり、その採否を決め

なければならない。

(決議)

第16条 議長は、質疑応答又は討論が終わったと認めるとき、又は議決するに熟したと認めるときは、質疑応答および討論を終了する旨を宣し、議決の宣告をする。

2 議長は、一括して審議をした議題については、一括して議決することができる。

3 議長は、議題原案に対して修正案が提出された場合には、原案に先立ち修正案の議決を行う。

4 複数の修正案が出された場合は、原案から遠いものから順次議決を行う。ただし、多数の修正案が出された場合には、前項の定めにかかわらず、原案を修正案に先立ち議決することができる。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第55条第1項及び第2項に規定する議案が提出されたときについても、同様に取り扱う。

6 議長は議決に先立って、議題及び自己の議決権の行使に関するいかなる意見も述べることはできない。議長が議決権を有するときは、議長の議決権は議決の結果を確認する直前にのみ行使し、議決の結果に参入することができる。

7 議決は、議題についての異議の有無を諮り、異議がないと認めるときは決議の旨を宣言する。又異議があるときは挙手により出席正会員の過半数でこれを決する。

8 前項の異議の有無を諮る方法は、異議の有無を確認できるいかなる方法であっても良く、議長が定めるとする。

9 決議の宣告があった後は、議長の他は何人も提出議題について発言することができない。

(出席した正会員の議決権の数)

第17条 総会の決議については、次の数の合計数を議決権の数とする。

- (1) 出席した正会員の議決権の数
- (2) 委任状による議決権の数
- (3) 書面または電磁的記録による議決権の数

(議案内容等の修正)

第18条 会長は、総会での審議を踏まえて、提出議案の修正を行う必要が生じた場合には議案の修正を行うことができる。

2 前項の修正案は、その総会の審議時間内に再び議題として発議することができる。

(議案等の撤回)

第19条 総会の議題となった議案を撤回する場合には、総会の承認を受けなければならない。

(一時不再議)

第20条 総会で否決された案件については、その総会の審議時間中は再び発議すること

はできない。

(議事の変更)

第21条 議長は必要があると認めるときは、総会に諮り、議事の変更又は議題等の追加をすることができる。

(議決結果の宣言)

第22条 議長は、議決が修了した場合には、その結果ならびにその議題の決議に必要な賛成数を充足しているか否かを宣言する。

(延期又は続行)

第23条 総会を延期又は続行する場合は、総会の決議による。

2 前項の場合、延期又は継続会の日時及び場所についても決議しなければならない。ただし、その決定を議長に一任することもできる。

3 前項ただし書きの場合、議長は、決定した日時及び場所を速やかにすべての正会員に通知しなければならない。

4 延期又は継続会の日時は、当初の総会の日より2週間以内の日としなければならない。

(閉会)

第24条 議長は、すべての議事が修了した場合又は延期もしくは続行が決議された場合には、閉会を宣言する。

(議事録)

第25条 総会の議事録については、定款第22条に則り、書面又は電磁的記録をもって速やかに作成するものとする。

(議事の経過及びその結果の報告)

第26条 会長は、総会の議事の経過及びその結果の概要を、会報に記載するものとする。

(事務局)

第27条 社員総会の事務局には、総務担当部員がこれに当たる。

(改廃)

第28条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て総会で報告する。

(附則) 本規程は、平成27年3月1日から施行する。